

栃木県「山の日」協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、栃木県「山の日」協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、宇都宮市に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、多くの県民の参画を得ながら、山の恵みを将来にわたって享受できるよう、山に感謝し、守り、育てるため、「山の日」の普及啓発活動を実施する。

(活 動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 「山の日」の普及啓発に関すること。
- (2) 山の持つ恵みに係る県民理解の促進に関すること。
- (3) その他「山の日」に関する必要な活動。

(組 織)

第5条 協議会は、第3条の設置目的に賛同する企業、団体等をもって構成する。

(役 員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。会長は構成員の互選により選出し、その他の役員は会長が指名する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員の仕事)

第7条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期满了後においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定又は承認を行う。
 - (1) 協議会の各種事業計画並びに事業報告に関する事項
 - (2) 協議会の各種事業に要する予算及び決算に関する事項
 - (3) その他、協議会の設置・運営に関する重要な事項

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、栃木県自然環境課内に置く。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日（平成25年度は協議会設立日）に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年11月29日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成26年8月22日から施行する。

2 第8条の規定にかかわらず、役員の任期は平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。